

**公益財団法人千葉県私学教育振興財団  
役員及び評議員の報酬等に関する規程**

(8. 6. 29 施行)

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県私学教育振興財団（以下「財団」という。）定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第23条における理事及び監事、定款第12条における評議員のほか、財団内に設置された委員会の委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「法」という。）第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。前号に規定する報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には報酬等は支給しない。

(費用)

第4条 財団は、役員等に対し、費用を支給することができる。ただし、役員等が、その所属団体等から費用を支給される場合は、この限りでない。

2 前項の支給については、公益財団法人千葉県私学教育振興財団旅費規程の例による。

3 財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 財団は、この規程を法第21条第2項第3号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類としてとして公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年6月29日から施行する。